

事務連絡  
平成19年4月23日

都道府県  
各 指定都市 障害福祉関係主管課 担当者 様  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

### 障害者自立支援給付費等に係る会計処理の適用について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法による社会福祉法人の収入に係る勘定科目については、「『社会福祉法人会計基準の制定について』の一部改正について」(平成19年2月20日雇児発第0220001号、社援発第0220001号、障発第0220002号、老発第0220003号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知。以下「2月20日付通知」という。)及び「障害者自立支援法に基づく補助金等による事業に係る会計処理について」(平成19年4月4日事務連絡。以下「4月4日付事務連絡」という。)によりお示し致しました。

当該通知、事務連絡によりお示ししました勘定科目の適用時期及び適用書類につきまして、現在照会が多数寄せられているため、以下の通り処理していただくこととしたので、貴管内市町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただくようお願い致します。

#### 【照会先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
障害福祉課 福祉サービス係 山田・田中  
・TEL: 03 - 3595 - 2528  
・FAX: 03 - 3591 - 8914

1. 障害者自立支援法に基づく給付費、補助金等による収入に係る勘定科目（2月20日付通知、及び4月4日付事務連絡にてお示したもの）

**【障害者自立支援法に基づく給付費等収入】**

大区分	中区分	科目の説明
自立支援 費等収入	介護給付費収入	介護給付費の代理受領分をいう。
	訓練等給付費収入	訓練等給付費の代理受領分をいう。
	障害児施設給付費収入	障害児施設給付費の代理受領分をいう。
	サービス利用計画作成費収入	サービス利用計画作成費の代理受領分をいう。
	特定障害者特別給付費収入	特定障害者特別給付費の代理受領分をいう。
	特定入所障害児食費等給付費収入	特定入所障害児食費等給付費の代理受領分をいう。
	利用者負担金収入	利用者（障害児においては、その保護者）の負担による収入をいう。なお、各給付費に係る利用者負担金分、特定費用等の利用者負担金分、代理受領を行わない場合の給付費相当分について、それぞれ小区分を設定する。

**【障害者自立支援法に基づく補助事業等による収入】**

大区分	中区分	科目の説明
補助事業等収入	補助事業収入	地方公共団体等からの補助事業（地域生活支援事業を含む）に係る収入をいう。
	受託事業収入	地方公共団体等から委託された事業（地域生活支援事業を含む）に係る収入をいう。
	利用者負担金収入	補助事業等における、利用者本人（障害児においては、その保護者）の負担による収入をいう。
	その他の補助金等収入	その他、地方公共団体等から受け取った助成金等をいう。なお、利用者負担軽減分、社会福祉法人減免分、事業運営円滑化事業等による収入分について、それぞれ小区分を設定する。

## 2 . 上記の勘定科目の適用時期等について

### ( 1 ) 適用時期

上記の勘定科目については、平成 18 年度から適用することとしている。  
( 詳しい事業所種別等については、4 月 4 日付けの事務連絡を参照 )

### ( 2 ) 適用書類

上記の勘定科目については、予算・会計・決算に関する全ての書類について適用することとしているが、平成 18 年度においては、決算書類についてのみ上記の勘定科目を適用することとし、予算書類、伝票、帳簿等については、改めて上記の勘定科目への修正を行う必要はないこととして差し支えない。

ただし、その場合には、予算書類、伝票、帳簿等と決算書類が表面上は不整合と見られることから、決算書類の適宜の箇所に、2 月 20 日付通知、4 月 4 日付事務連絡、及び本事務連絡により、決算書類のみ勘定科目の変更を行っている旨注記しておくこととされたい。